

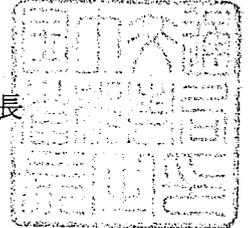


国都緑環第46号

平成29年3月3日

公益財団法人 都市緑化機構理事長 殿

国土交通省都市局長



### 平成29年度春季における都市緑化推進運動について

公園緑地行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省では、昭和59年度から、緑豊かな潤いのある都市環境の形成を図るため、毎年4月から6月までの間を春季における都市緑化推進運動期間とし、全国「みどりの愛護」のつどい及び「みどりの月間（4月15日～5月14日）」（平成18年度までは「みどりの週間」）における各種行事を通じて緑化意識の高揚を図っています。

平成29年度におきましても、「平成29年度春季における都市緑化推進運動実施要綱」により、全国的な運動を展開したいと考えています。本運動の趣旨に御賛同いただき、行事の実施等につきまして格別の御協力を賜りますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内市町村（政令指定都市を除く）及び関係団体に対しましても、周知方よろしくお願いいたします。

都市緑化は都市の環境改善を図ると同時に、地球規模での環境対策の視点からもその推進が求められているところであり、平成28年5月13日に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、都市緑化等は、国民にとって、最も日常生活に身近な吸収源対策であり、その推進は、実際の吸収源対策としての効果はもとより、地球温暖化対策の趣旨の普及啓発にも大きな効果を発揮するものであるとされています。

また、平成24年9月28日に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」においても、都市の生物多様性の確保を図るためには、緑地の保全とともに、都市公園や道路、下水道などの事業間連携による自然的環境の創出により、広域的視点に基づく、水と緑のネットワークの形成に加えて、民有地における建築物の屋上や壁面の緑化等、敷地内の緑化を推進することが必要とされています。

当期間中においては、これらの趣旨を踏まえた積極的な取組をお願いいたします。



## 地球温暖化対策計画（抄）

平成28年5月13日  
閣議決定

### 第3章 目標達成のための対策・施策

#### 第1節 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

##### 2. 「地方公共団体」の基本的役割

###### (1) 地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進

地方公共団体は、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を推進する。例えば、再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーの推進、低炭素型の都市・地域づくりの推進、循環型社会の形成、事業者・住民への情報提供と活動促進等を図ることを目指す。

道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市は、本計画に即して、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画（以下「地方公共団体実行計画区域施策編」という。）を策定し実施する。また、その他の地方公共団体も、地方公共団体実行計画区域施策編を策定し実施するよう努める。

##### 4. 「国民」の基本的役割

###### (2) 地球温暖化防止活動への参加

国民は、地球温暖化問題への理解を更に深めるとともに、地球温暖化防止の国民運動（COOL CHOICE）、3R（廃棄物等の発生抑制・循環資源の再使用・再生利用）推進の国民運動、森林づくりや都市緑化などの緑化運動等、地球温暖化対策に資する各主体が行う様々な活動に積極的に参加するなど、各主体との連携した取組を実施する。

#### 第2節 地球温暖化対策・施策

##### 1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

###### (1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策

###### ① エネルギー起源二酸化炭素

###### B. 業務その他部門の取組

###### (4) その他の対策・施策

###### ○ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化

また、地表面被覆の人工化による蒸発散作用の減少や地表面の高温化の防止・改善

等の観点から、都市公園の整備等による緑地の確保、公共空間・官公庁等施設の緑化、緑化地域制度の活用等による建築物敷地内の緑化、民有緑地や農地の保全など地域全体の地表面被覆の改善を図る。

さらに、都市において緑地の保全を図りつつ、緑地や水面からの風の通り道を確保する等の観点から水と緑のネットワークの形成や多自然川づくりの推進により、都市形態の改善を図る。

## (2) 温室効果ガス吸収源対策・施策

### ③ 都市緑化等の推進

都市緑化等は、国民にとって、最も日常生活に身近な吸収源対策であり、その推進は、実際の吸収源対策としての効果はもとより、地球温暖化対策の趣旨の普及啓発にも大きな効果を発揮するものである。

このため、「緑の政策大綱」や市町村が策定する「緑の基本計画」など、国及び地方公共団体における緑の保全、創出に係る総合的な計画に基づき、引き続き、都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等における緑化、建築物の屋上などの新たな緑化空間の創出を積極的に推進する。

この一環として、都市緑化等の意義や効果を国民各界各層に幅広く普及啓発するとともに、市民、企業、NPOなどの幅広い主体の参画による都市緑化や緑化施設整備計画認定制度や立体都市公園制度の活用など、多様な手法・主体による市街地等の新たな緑の創出の支援等を積極的に推進する。

また、都市緑化等における吸収量の報告・検証体制の整備を引き続き計画的に推進する。

## 第4章 地球温暖化への持続的な対応を推進するために

### 第1節 地球温暖化対策計画の進捗管理

#### 2. 定量的評価・見直し方法の概略

##### (1) 温室効果ガス別その他の区分ごとの目標に関する評価方法

##### ② 吸収源の活用の評価方法

2013年度以降における吸収量について、毎年度、適切に整備された育成林や保安林など保護・保全措置が講じられた天然生林ごとの森林面積、各種森林施業の面積、公共公益施設における高木植栽面積、農地面積、農地土壌への有機物の施用量、気温や降水量の気象データ等から、吸収量に関する最新の科学的知見を基に推計し、評価する。

# 生物多様性国家戦略2012-2020(抄)

平成24年9月28日  
閣議決定

## 第3部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

### 第1章 国土空間的施策

#### 第7節 都市

##### (基本的考え方)

生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において、決議X/22「生物多様性のための準国家政府、都市及びその他地方自治体の行動計画」が採択され、行動の例として、都市のインフラ整備等に生物多様性への配慮を組み込むことの奨励等が決定されており、今後、生物多様性に配慮した都市づくりに的確に取り組んでいく必要があります。高密度な土地利用、高い環境負荷が集中する都市においては、生物の生息・生育の場は水や緑豊かな自然的環境を有する空間に限定されます。このため、都市における生物多様性の確保を図る上では、これらの空間について、より一層適切な保全・再生・創出・管理を図る必要があります。そのためには、緑地の量だけでなく、質、規模、連続性等を考慮した上で緑地を適正に配置し、生態系ネットワーク(エコロジカルネットワーク)の形成を図る必要があります。

また、今後の人口減少・超高齢社会においては、都市機能の集約化や交通結節点を中心とした利便化、エネルギー利用の効率化などによる集約型都市構造(エココンパクトシティ)を目指すことが望まれます。これらの観点から、生物多様性の確保に資する自然的環境の保全・再生・創出・管理のため、水と緑の将来像を位置づけた都市の総合的な計画である、都市計画区域マスタープランや緑の基本計画などに即して、都市の形態や自然的環境の様態に応じ、総合的かつ体系的な施策の実施を推進します。

都市の生物多様性の確保を図るためには、このような計画に基づき、緑地、水辺の保全・再生・創出・管理に係る諸施策を推進する必要があります。具体的には、緑地の保全とともに、都市公園や道路、下水道などの事業間連携による自然的環境の創出により、広域的視点に基づく、水と緑のネットワークの形成を推進します。併せて、民有地においても建築物の屋上や壁面等、建築物の敷地内の緑化を推進します。

これらの施策を進めるにあたって、地方自治体における都市の生物多様性の状況や施策の進捗状況の把握等を支援し、地方自治体による都市の生物多様性の確保の取組を促進します。

また、保全・再生・創出された自然的環境が生物多様性の確保に貢献するためには、その質の維持・向上を図ることが重要であることから、地域在来の緑化植物の活用・普及とともに、地域に根ざした適切な管理に向けた取組を推進します。

さらに、継続的に自然的環境の保全・再生・創出・管理を行うにあたっては、多様な主体の参画による取組が重要となるため、普及啓発活動を通じ、一層促進します。

#### 4 緑の保全・再生・創出・管理に係る普及啓発など

##### 4.1 緑に関する普及啓発の推進

(具体的施策)

- 全国「みどりの愛護」のつどいについて、国営公園または全国の都市公園を会場として開催し、より一層国民のみどりに対する意識の高揚を図っていきます。

(国土交通省)

- 開発事業における緑に関わる取組を評価し、優秀な事例については認定・表彰することで事業者の努力を促すための都市開発における緑地の評価制度について、制度の普及に努めます。(国土交通省)

- 緑化活動に取り組む地域の団体に対して、緑の創出に必要な苗木や機材などに係る助成などを行う民間における事業などを積極的に支援し、都市における生物の生息・生育環境の形成に資する緑の創出を図ります。(国土交通省)